

第2章

こども施策の総合的な推進

第1節 こども基本法に基づくこども大綱の策定・推進

「こども基本法」(令和4年法律第77号)は、議員立法として、2022年4月4日に、自由民主党・公明党から衆議院に議案が提出され、衆議院及び参議院それぞれでの審議を経て、与野党を超えた賛同¹⁾を得て、可決・成立し、同日に成立した「こども家庭庁設置法」(令和4年法律第75号)とともに、同年6月22日に公布され、2023年4月1日に施行された。

図表 1-2-1 こども基本法の概要

こども基本法の概要	
目的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。
基本理念	① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
責務等	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力
白書・大綱	○ 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定 (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)
基本的施策	○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
こども政策推進会議	○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
附則	施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

1) 2022年5月17日に、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブ、有志の会の賛成を得て、衆議院において可決。同年6月15日に、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、日本維新の会、公明党、国民民主党・新緑風会の賛成を得て、参議院において可決。

こども基本法は、こども家庭庁の発足と相まって、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体において進められてきた、こどもや若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、制定された。

第1条では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的として規定されている。

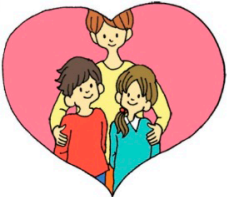
こども施策の基本理念は、第3条において、以下の6点が規定されている。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の内容にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保する

図表1-2-2 こども施策の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、 基本的人権が守られ、差別されないこと。	4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからのため 最もよいことが優先して考えられること。
2 すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。	5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。
3 年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。	6 家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会を つくること。



ことにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない（第9条第1項）。

具体的には、こども基本法において、こども家庭庁の下に内閣総理大臣を会長とし閣僚から成るこども政策推進会議を置くこととされ、同会議が、こどもや若者、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の意見を聴きながら、こども大綱の案を作成し、その上で、政府はこども大綱を閣議決定することが規定されている。こうした規定に基づき、2023年12月22日、こども基本法に基づく我が国初のこども大綱が閣議決定された（**■参照 特集① 「こども大綱」**）。

こども大綱は、こども基本法の中核として、これを実効あるものとするため、今後5年程度のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めるものであり、こども家庭庁の取組のみを定めるものではなく、政府を挙げて取り組むべき、こどもや若者に関する施策、少子化の克服やこどもの貧困に関する施策を幅広く対象とするものである。

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことにある。

こども大綱は、一度取りまとめられたら終わりというものではなく、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の推進（**■参照 特集② 次元の異なる少子化対策について**）と合わせて、施策の点検と見直しを図っていく。

第2節

こども家庭庁発足までの経緯・取組

2023年4月1日、こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進する新たな行政機関として、こども家庭庁が発足した。

こども家庭庁発足に至るまでの検討の経緯と、こども家庭庁発足を待たずに2022年度までに実施した主な取組については、以下のとおりである。

（2021年6月）

政府は、2021年6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下「骨太方針2021」という。）において、「子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時

等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」との方針を示した。

(2021年7月)

政府は、骨太方針2021を踏まえ、こどもに関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、こどもの視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、困難を抱えるこどもへの支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織の創設を検討することを目的に、2021年7月7日に「こども政策の推進に係る作業部会」を開催し、新たな行政組織の創設に向けた検討を進めることとした。

(2021年9月～)

骨太方針2021に基づき、こどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催し、2021年9月16日から同年11月19日まで5回にわたり議論を行った。同年11月29日に、「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」が取りまとめられ、座長から内閣総理大臣に手交された。

(2021年12月)

2021年12月2日に「こども政策の推進に係る作業部会」において取りまとめた原案を基に、政府は、同年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(以下この節において「基本方針」という。)を閣議決定した。

基本方針において、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することとされた。

こども家庭庁においては、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、少子化対策を含むこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から、妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、こどもの居場所づくり、困難な状況にあるこどもの支援などの事務を集約して、自ら実施することとされた。

(2022年2月～6月)

政府は、2022年2月に「こども家庭庁設置法案」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、2022年通常国会（第208回国会）に提出した。衆議院及び参議院それぞれでの審議を経て、同年6月15日に可決・成立し、同年6月22日に公布された（施行日は2023年4月1日。）。

(2022年7月～)

基本方針において、こども家庭庁では、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）を新たに閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとしていることを踏まえ、こども家庭庁が発足する2023年4月以後速やかに同指針の策定を進められるよう、論点整理のため、『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会を開催し、2022年7月12日から2023年3月16日まで6回にわたり議論を行い、同年3月30日に『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～」を取りまとめた。

(2022年8月～)

基本方針において、こども家庭庁では、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしていることを踏まえ、こども家庭庁発足に先立ち、政策決定過程におけるこどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画に関する調査研究として、地方公共団体の先進事例や諸外国の取組についての情報収集、有識者ヒアリング、モデル事業を実施するとともに、有識者から成る「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会」を開催（2022年8月3日から2023年2月27日まで計5回）し、2023年3月にこれらの成果について報告書を取りまとめた。

また、基本方針において、こども家庭庁では、こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を新たに閣議決定し、これに基づき政府全体の取組を強力に推進することとしていることを踏まえ、こども家庭庁発足に先立ち、こども家庭庁の下で行う指針の策定に資するよう、こどもの居場所についての実態把握や論点の整理を行うための調査研究として、先行調査の整理・分析、有識者や関係団体へのヒアリング、こどもや若者へのヒアリング・アンケートを実施するとともに、有識者から成る「こどもの居場所づくりに関する調査研究検討委員会」を開催（2022年8月8日から2023年3月6日まで計5回）し、2023年3月にこれらの成果について報告書を取りまとめた。

さらに、基本方針において、こども家庭庁では、幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担うこととしていることを踏まえ、こども家庭庁発足に先立ち、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等地域で孤立しているおそれのあるこども（「未就園児等」）の把握、支援のためのアウトリーチ及び伴走型の支援等に関し、地方公共団体や民間支援団体の取組事例について情報収集や有識者ヒアリングを行い、その在り方を明らかにすることを通じて、各市町村における取組を推進、支援するための調査研究を実施した。この調査研究においては、調査研究の設計や取りまとめに関し

て、有識者から成る「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究 検討委員会」を開催（2022年8月19日から2023年3月1日まで計4回）し、2023年3月にこれらの成果について報告書を取りまとめた。

（2022年9月～）

こども家庭庁において策定することとなるこども基本法に基づくこども大綱の策定に向けて、こども家庭庁発足を待たずに、様々な方々の声に耳を傾けながら十分な検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」において、2022年9月13日から2023年3月15日まで3回にわたり議論を行った。有識者会議での議論に当たっては、こども政策担当大臣の下で「こどもまんなかフォーラム」（こども・若者自身や民間団体の意見を聴く場として、計6回）や関係団体・有識者との対話（各界の有識者の意見を聴く場として、計3回）を実施したほか、こども政策担当大臣自ら児童館や児童養護施設等（計15か所）への往訪・視察を行った。これらの取組を通じて得られた幅広い当事者・関係者からの意見等を踏まえ、2023年3月28日に「こども政策の推進に係る有識者会議報告書 第2次報告書～『こども大綱』の策定に向けた論点～」を取りまとめた。

（2022年11月～）

「こどもまんなか社会」の実現を目指す上で、いじめを政府全体の問題として捉え直し、これまでの延長線上を超えた対策が必要であること、いじめの対応は学校のみでは対応が困難な事案もあること等を踏まえ、2023年度のこども家庭庁発足を待たずに、2022年11月24日に文部科学省とともに「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、いじめ防止対策の強化に向け、警察連携の徹底など関係機関との連携強化、重大事態の迅速な処理に向けた検討や調査に関する助言方法、いじめ対応における「第三者性確保」の方策や学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策等、早期に対応すべき項目から優先的に検討を行い、検討結果について、2023年2月7日付けで教育委員会・首長部局等の関係機関へ周知を行った。

（2023年1月～）

2023年度のこども家庭庁発足に先立ち、2023年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示すため、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」（2022年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）や「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論も踏まえつつ、「未来への投資」であるこども政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進めるべき事項について集中的に検討するため、こども政策担当大臣の下に「こども政策の強化に関する関係府省会議」を設置し、2023年1月19日から同年3月31日まで6回にわたり議論を行い、「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を取りまとめた。

図表 1-2-3 こども家庭庁発足式（2023年4月3日）



（出所：首相官邸ホームページ）



特集① 「こども大綱」

政府は、2023年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定した。こども家庭庁のリーダーシップの下、こども大綱に基づき、政府全体のこども施策を推進していくこととなる。



こども基本法とこども大綱

こども基本法において、「こども施策」とはこどもの健やかな成長に対する支援等を主な目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策を含むものである。こども基本法第9条では、こども大綱が、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであることが定められている。

また、こども基本法において、「こども」

とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されているが、これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者であることを指している。

すなわち、こども大綱は、こどもが大人になるまでに関して、国がどのように施策を行っていくのかということ、網羅的に示したものである。



こども大綱の策定までの流れ

こども基本法第17条では、こども政策推進会議がこども大綱の案を作成すること、こども大綱の案の作成に当たっては、こども、こどもを養育する者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められている。

図表1-2-4

こども家庭審議会会長・委員による大臣への答申の手交（2023年12月1日）



図表1-2-5

こども政策推進会議・全世代型社会保障構築本部合同会議（2023年12月22日）



（出所：首相官邸ホームページ）

政府は、2023年4月18日、内閣総理大臣を会長とする「こども政策推進会議」を開催し、こども大綱の案の作成に当たり、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会において、こどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論を進めることを決定した。

内閣総理大臣から諮問を受けたこども家庭審議会においては、審議会総会において2回、基本政策部会において9回の議論を重ね、また、関連する分科会・部会でも議論を行った上で、審議会総会として、2023年9月29日に中間整理が取りまとめられた。その後、中間整理を基に、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、さらに、審議会総会において1回、基本

政策部会において1回の議論を重ね、同年12月1日に答申が取りまとめられた。

この答申を真摯に受け止め、政府において総合的な見地から検討・調整を図り、こども政策推進会議において案を作成した上で、2023年12月22日に、こども大綱が閣議決定された。



こども大綱の全体像

こども大綱全体の構成は次のとおりである。

まず、「はじめに」として、こども大綱の策定の経緯や課題認識、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について示している。

次に、「こども施策に関する基本的な方針」として、

① こども・若者は権利の主体であり、今と

図表 1-2-6 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）

図表1-2-7 こども施策に関する基本的な方針

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

- ① **こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
 - ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
 - ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。
- ② **こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
 - ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
 - ・意見表明・社会参画する上でも欠かさない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。
- ③ **こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
 - ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
 - ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。
- ④ **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**
 - ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
 - ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
- ⑤ **若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む**
 - ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
 - ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育を推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- ⑥ **施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

- これからの最善の利益を図ること、
- ② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
 - ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
 - ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
 - ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
 - ⑥ 施策の総合性を確保すること
- の6点を掲げている。

続いて、「こども施策に関する重要事項」として、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」といった個別の取組事項を列挙し、「こども施策を推進するための必要な事項」として、「こども・若

者の社会参画・意見反映」、「こども施策の共通の基盤となる取組」及び「施策の推進体制等」について記載している。

さらに、別紙として、『『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標』及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」を整理している。

以上がこども大綱の全体像であり、こども大綱は、おおむね5年後を目途に見直すこととしているが、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策は「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、毎年改定することとしている。

図表 1-2-8 こども大綱における取組事項

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立つて分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
 - ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。
- こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 (『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- 地方公共団体等における取組促進 (上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM (仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化 (要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等)
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制 (総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等)
- 数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

図表1-2-9 こども大綱における目標・指標

こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。
※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目標（別紙1）		（目標値）	指標（別紙2）
目指す社会…こどもまんなか社会	「こどもまんなか社会の実現に向かっていて」と思う人の割合	70%	・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合 ・こどもの貧困率 ・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数 ・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率 ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発件数 ・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率 ・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定こども数 ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率 ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率
	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	
	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	
	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	
	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	
	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持 ※97.1%	
	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	
	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	
	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	
	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	
	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていて」と思う人の割合	70%	等
	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	

こども大綱の特徴

こども大綱における初めての試みとして、次の5点が挙げられる。

① 目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めたこと

こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。この「こ

どもまんなか社会」がこども・若者の視点でどのような社会であるかを、こども家庭審議会における議論や答申の中間整理に対するこどもや若者、子育て当事者等の意見を踏まえ、具体的に示した。なお、こども家庭審議会の審議会総会及び基本政策部会には、学識者に加えて、大学生から30代の若者、子育て当事者7名が委員として参画し、こどもや若者、子育て当事者の視点に立った調査審議が行われた。

また、別紙として、「こどもまんなか社会の実現に向かっていて」と思う人の割合を70%とするなど、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を定めている。

- ② こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」とした
こと

こども大綱において、基本的な方針の1つ目の柱として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことを掲げている。こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることを明示した上で、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等に取り組むこととしている。

また、基本的な方針の2つ目の柱として、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを掲げた上で、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながることを明示している。なお、この記載は、中間整理に対するこども・若者団体からの意見を踏まえて加えられたものである。

- ③ 政策に関する重要事項について、こども・若者の視点で分かりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示
したこと

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、こども・若者のライフステージ別に提示している。まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示し、その次に、ライフステージ（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）別に見た重要事項、続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項を示している。

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があるため、各ラ

イフステージに関する記載の冒頭に、それらがこどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを記載している。

- ④ こども大綱の下で具体的に進める施策について、毎年「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映することにしたこと

こども大綱はこども政策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、策定からおおむね5年後に見直すこととしているが、その下で具体的に進める施策については、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、こども家庭審議会による施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等の検証・評価結果を踏まえ、毎年改定することとしている。

初めての「こどもまんなか実行計画」は、こども家庭審議会がこども・若者や地方三団体からの意見を踏まえて取りまとめた意見を踏まえ、こども政策推進会議において、2024年5月31日に決定されたところである。

- ⑤ こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方から、対面、オンライン、チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべく分かりやすくフィードバックしたこと

こども基本法第11条では、こども施策に対するこども等の意見の反映について規定されているが、こども大綱の策定においては、こども家庭審議会の答申の中間整理を基に、これまでにない様々な方法で、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組が行われた。具体的には、

- ・小学生から20代までのこども・若者から政策に対する意見を聴く枠組みである「こども若者★いけんぷらす」を活用した意見

聴取（対面、オンライン、チャット）や、障害児支援施設、児童養護施設などに出向いての意見聴取

- ・ こども・若者向け、子育て当事者向けの公聴会
 - ・ こども・若者を対象としたパブリックコメント
 - ・ こども・若者団体からのヒアリング
 - ・ 16歳から49歳までの1万名以上を対象としたインターネットを通じたアンケート
- などを行った。聴取した意見は、その反映結果が、こども家庭審議会において答申案とともに議論され、
- ・ 中間整理に書いていないものについては、答申案でどこをどう変えたか
 - ・ すでに中間整理に書いてあるものについては、どこに書いてあるか
 - ・ 修文に結び付かなかったが参考にさせていだいた意見については、その理由や考え方を、こどもや若者にもなるべく分かりやすくフィードバックした。



自治体こども計画

こども基本法第10条では、こども大綱を勘案して、地方公共団体において、都道府県こども計画又は市町村こども計画（以下この特集において「自治体こども計画」という。）を作成するよう努めることとされている。こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国と地方公共団体が車の両輪となりながら、地方の実情を踏まえつつ、こども施策を推進していくことが重要である。

こども家庭庁では、自治体こども計画の策定を促進するため、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）により自治体こども計画を策定する際に必要な調査（こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、資源量の把握等に係る取組）や、自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営などに係る取組に対する経費を支援している。また、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を作成し、2024年5月24日に公表した。

「こども計画」として、こどもに関する計画が一体的に策定されることにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できる。



「こどもまんなか社会」に向けて

こども大綱に基づき、こども・若者や子育て当事者一人一人の意見を聴いてその声をまんなかに置き、こどもや若者にとって最も善いことは何かを考え、政策に反映しながらこども施策を推進し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていく。



資料：こども大綱に関する広報物（こども家庭庁ホームページ）

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/kohobutsu>



資料：自治体こども計画策定のためのガイドライン（こども家庭庁ホームページ）

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-keikaku/>

図表 1-2-10

「こどもまんなか社会」の実現に向けて～こども大綱の決定について加藤大臣から
こども・若者のみなさんへのメッセージ～

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、
将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていく
ための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事に
することを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その
「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・ こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切に
しながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行って
いくこと
- ・ こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・ おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、
ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理
大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者
のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみ
なさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、
おとなが中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へと
つくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

加藤 鮎子



特集② 次元の異なる少子化対策について



なぜ少子化対策が必要か

少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。

2022年に生まれたこどもの数は77万759人となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となった。1949年に生まれたこどもの数は約270万人だったことを考えると、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少した。また、2022年の合計特殊出生率は、1.26と過去最低となった。その上、近年は、少子化のスピードが加速している。出生数が初めて100万人を割り込んだのは2016年だったが、2019年に90万人、

2022年に80万人を割り込んだ。このトレンドが続けば、2060年近くには50万人を割り込んでしまうことが予想される。

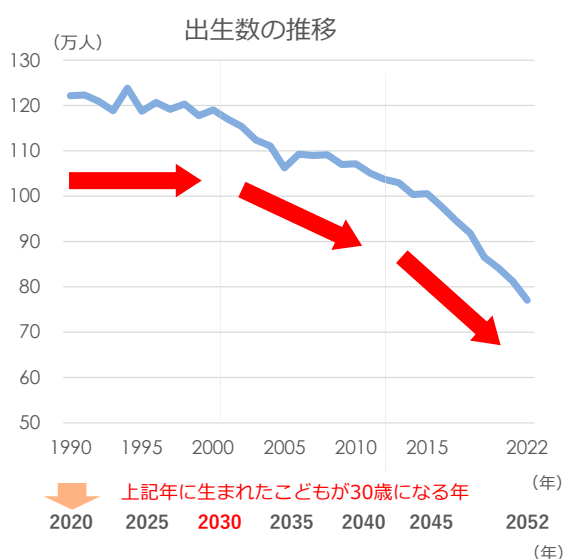
そして、少子化は、人口減少を加速化させている。2022年には80万人の自然減となった。今後も、100万人の大都市が毎年1つ消滅するようなスピードで人口減少が進む。現在、日本の総人口は1億2,500万人であるが、このままでは、2050年代に1億人、2060年代に9,000万人を割り込み、2070年に8,700万人程度になる。わずか50年で、我が国は人口の3分の1を失うおそれがある。

こうした急速な少子化・人口減少に歯止め

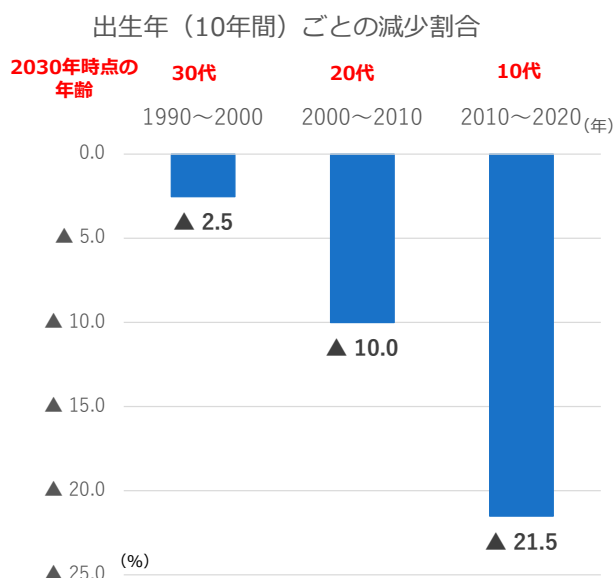
図表1-2-11 我が国の少子化トレンド

～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～

- ◆ 2030年代に入ると、我が国の**若年人口は現在の倍速で急減**し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
- ◆ 2030年代に入るまでの**これからの6～7年**が、少子化傾向を反転できるかどうかの**ラストチャンス**。



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成



をかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第4位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。人口減少が続けば、労働生産性が上昇しても、国全体の経済規模の拡大は難しくなるからである。今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある。

若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、2030年までに少子化トレンドを反転できなければ、我が国は、こうした人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となる。我が国にとって、2030年までがラストチャンスである。



これまでの少子化対策

我が国で「少子化」が政策課題として認識されるようになったのは、1990年のいわゆる「1.57ショック」以降である。1989年の合計特殊出生率が1.57となり、戦後最低の合計特殊出生率となったことを契機に、政府は対策をスタートさせ、1994年12月には四大臣（文部・厚生・労働・建設）合意に基づく「エンゼルプラン」が策定された。

これに基づき「緊急保育対策等5か年事業」として、保育の量的拡大、多様な保育（低年齢児保育、延長保育等）の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められたが、同時期に「ゴールドプラン」に基づき基盤整備を進めた高齢社会対策と比べるとその歩みは遅く、また、施策の内容も保育対策が中心であった。

2000年代に入ると対策の分野は保育だけでなく、雇用、母子保健、教育等にも広がり、2003年には「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定された。翌年には「少子化社会対策大綱」が閣議決定

され、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。

また、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）により、2005年4月から、国や地方公共団体に加え、事業主も行動計画を策定することとなり、職域における「両立支援」の取組が進められるようになった。

このように法的な基盤は整えられていったものの、こども・子育て分野への資源投入は限定的であり、例えば家族関係社会支出の対国内総生産（GDP）比は、1989年度の0.36%に対し、1999年度には0.53%とわずかな伸びにとどまった。

2010年代に入り、「社会保障と税の一体改革」の流れの中で大きな転機が訪れた。消費税率の引上げに伴う社会保障の充実メニューとして、こども・子育て分野に0.7兆円規模の財源が充てられることとなり、さらに、2017年には「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）により、「人づくり革命」の一環として追加財源2兆円が確保された。

こうした安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は2017年の約2.6万人から2023年の約2,700人まで減少するなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、2013年度の1.13%から2020年度には2.01%まで上昇した。

そして、これまで累次にわたり策定されてきた「少子化社会対策大綱」は、2023年4月に施行されたこども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」に引き継がれることとなった。



「こども未来戦略」のポイント

これまでの少子化対策を踏まえて、2023年12月に、「こども未来戦略」を閣議決定した。「こども未来戦略」では、3.6兆円程度に及び、前例のない規模での政策強化の具体策を盛り込んだ。これにより、我が国のこども1人当たりの家族関係社会支出は16%程度になると見込まれ、OECD（経済協力開発機構）トップのスウェーデンの水準に達し、画期的に前進する。2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるラストチャンスであり、企業も含めて、社会経済の参加者全員が子育て世帯を支え、応援していくことが重要である。

「こども未来戦略」では、2026年度までの今後3年間で集中取組期間と位置付け、その期間に実施する具体的な政策を「こども・

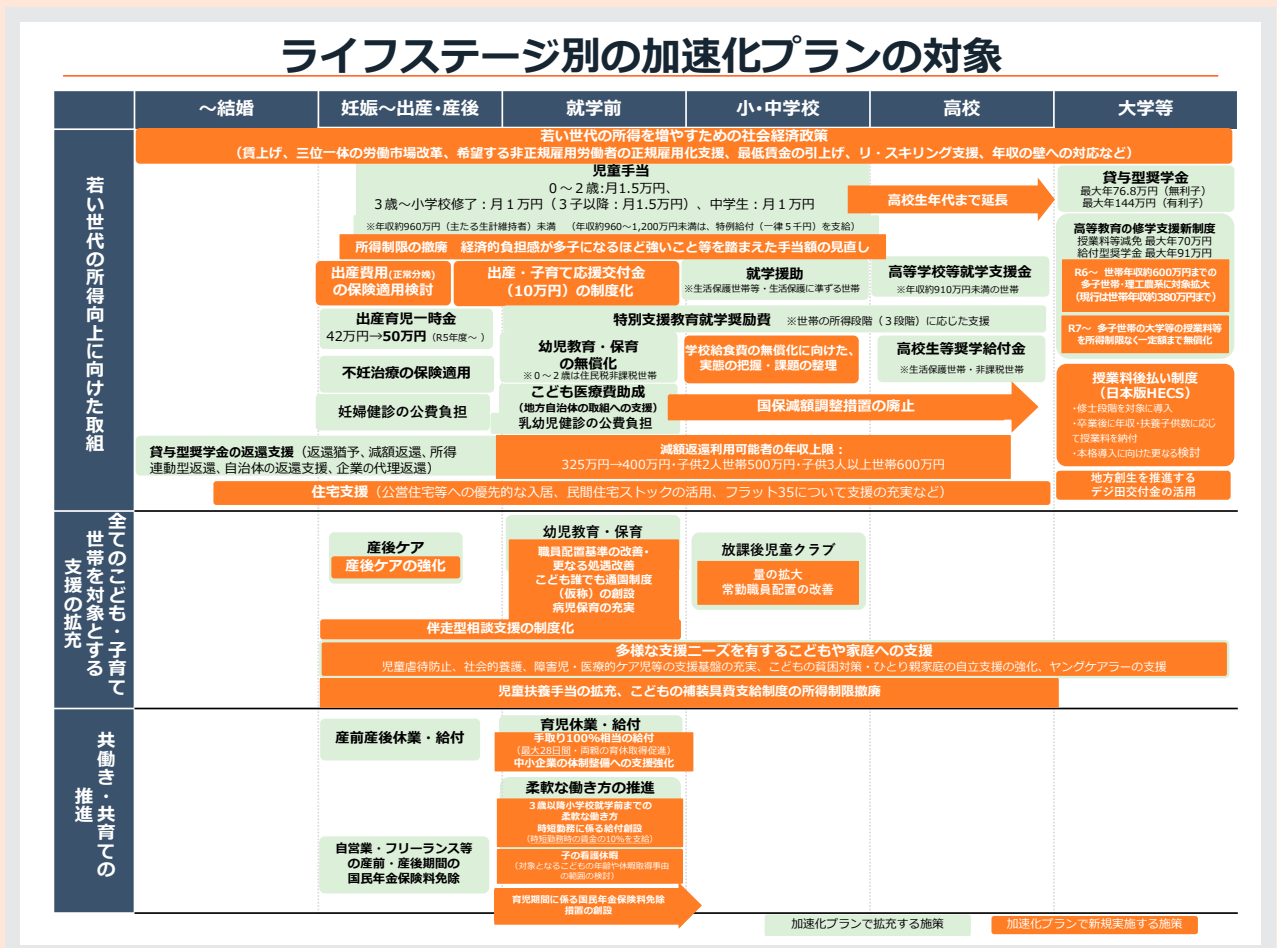
子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）として示している。「加速化プラン」は具体的には大きく4つの柱とそれを支える安定的な財源の確保方策から構成されている。

1) 「経済的支援の強化」

第一に、「経済的支援の強化」として、児童手当の抜本的な拡充を行うこととしている。次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する観点から、所得制限を撤廃するとともに、支給期間を高校生年代まで延長する。

また、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降は月額3万円を支給することとしている。その際、こど

図表1-2-12 「加速化プラン」の対象施策



図表1-2-13 「加速化プラン」の主な施策

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

✓ 所得制限を撤廃

✓ 高校生年代まで延長

すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化

✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳〜高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

①妊婦届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）

✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸
2024年2月から実施中

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1

出産育児一時金の引き上げ

42万円 → 50万円に
大幅引き上げ
「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2

出産費用の保険適用の検討

2026年度を目途に検討

✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ
2024年2月から実施中

高等教育（大学等）

2023年度から実施中

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充

2024年度から実施

✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化

2025年度から実施

✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和

2024年度から実施

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入

2024年度から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援
✓ 「こども誰でも通園制度」を創設 ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み ※2024年度から本邦実施を見据えた試行的事業を実施 ※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国で実施 ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ ・ 4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施 ・ 76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1 ・ 民間給付動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施 ・ 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から実施 配置の改善を実施 ✓ 多様な支援ニーズへの対応 ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から実施 ・ 児童扶養手当の拡充 ・ 補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施 ※2024年11月1日から実施

3. 共働き・共育での推進

育児を取りやすい職場に
男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年） → 男性育休を当たり前に ※2022年度：17.13% ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施 ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化 ・ 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施 ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施
育児期を通じた柔軟な働き方の推進
✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置 2024年5月31日から1年6月以内に国会で定める日から実施 ・ 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置 ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ

ものの数のカウント方法についても、今般の児童手当の拡充の効果がより行き届くよう見直すこととしている。

あわせて、子育て世帯にきめ細かく、かつ、できるだけ早く児童手当を支給することができるよう、児童手当の支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とすることで、2024年12月に拡充後の初回支給を行う。

また、教育費の負担が理想のこども数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特に喫緊の課題とされている高等教育費の負担軽減について、教育の機会均等を図る観点から、着実に取組を進めていく必要がある。このため、2024年度から、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」について、こども3人以上を扶養している多子世帯や私立理工農系の学生等の中間層（年収600万円程度）に対象を拡大するとともに、大学院修士段階における授業料後払い制

度の創設や、貸与型奨学金の減額返還制度の利用可能な年収上限の引上げ等にも取り組むこととしている。

さらに、2025年度から、多子世帯については、所得制限なく、学校種や設置者ごとに国が定めた一定の額まで大学等の授業料・入学金を無償とする措置を講ずることを決定した。これらを着実に実施することにより、高等教育費の更なる負担軽減に取り組んでいく。

2) 「全てのこども・子育て世帯への支援」

第二に、「全てのこども・子育て世帯への支援」を拡充するため、まず、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設する。

この制度の導入により、こどもたちは家族以外の人と関わる機会が得られるようになる

ほか、専門的な理解を持つ保育士が見守る環境の下で、同じ年頃のこどもたちと触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していく機会が得られるものにしていく。

また、保護者にとっても、自身のこどもの理解者が増えることや、専門的な知識を有する人、同じ子育て中の保護者との関わりにより、孤立感、不安感の解消につながり、育児に関する負担感の軽減につながっていくものにしていく。まずは、制度の本格実施を見据えた試行的事業を、スピード感を持って進める。

また、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、「出産・子育て応援交付金」（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援と、妊娠期から出産・子育てまで身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援）について、2024年度も継続して実施するとともに、制度化を行うなど、子育て世帯への支援の充実を図る。

さらに、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が不安を抱えているという背景から、保護者が安心してこどもを預けられる体制整備を進めることが急務となっている。

そこで、2024年度から、制度創設以来75年間一度も改善されてこなかった、保育所等の4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1への改善を図ることとした。また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じて2023年4月まで遡って公定価格の上げを行う。引き続き、保育士の負担軽減と良質な保育の確保に取り組んでいく。

放課後児童クラブについても、「小1の壁」を打破するため、待機児童を解消し、共働き家庭などの小学生が放課後に安全・安心に過ごせる場を確保するため、受け皿整備を進め

ていく。あわせて、産後ケア事業についても、2023年度から産後ケアを必要とする全ての産婦に対して利用料減免支援を導入したところであり更なる利用拡大に向けて、実施体制の強化等を進めていく。

さらに、全てのこどもの健やかな成長を支え、様々な困難を抱えるこどもや家庭への支援を強化する。具体的には、「こども家庭センター」等による全ての子育て世帯への支援やヤングケアラー等に対する支援、児童虐待の防止に取り組むとともに、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応等も進めていく。また、社会的養護については、家庭養育環境を確保するための里親等への委託の推進、社会的養護経験者や虐待経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者の自立支援、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する支援などを進める。

こどもの貧困対策としては、受験料等の費用補助の創設など、こどもの学習支援・生活支援を強化するとともに、子育てと仕事を一人で担わざるを得ないひとり親家庭への支援を充実させる。

具体的には、ひとり親家庭への児童扶養手当について、ひとり親家庭の就労収入の上昇などを踏まえ、満額を受給できる所得の上限額について年収160万円から190万円に引き上げるとともに、所得に応じた一部額を受給できる所得の上限額について年収365万円から385万円へと22年ぶりに引き上げを行う。また、3人以上のこどもがいる多子のひとり親世帯は特に経済的な支援を必要としていることから、第3子以降の加算額について第2子の加算額と同額まで引き上げる（満額支給の場合で月6,450円から1万750円に拡充する。）。

これらに加えて、ひとり親家庭への給付金や貸付事業などについて、所得が上がって児童扶養手当の受給対象外となった場合に連動して受けられなくなっている現行制度を見直し、1年間を目途に利用可能となるよう見直

す。こうした取組により、ひとり親家庭の生活をしっかりと下支えしていく。

さらに、「児童発達支援センター」を中核とした地域の障害児支援体制の強化や障害福祉サービス等に係る報酬の充実を図るとともに、障害児の補装具費支給制度の所得制限を撤廃し、障害児の日常生活と成長を支援していく。

3)「共働き・共育ての推進」

第三に、育児期の男女がともにキャリアをあきらめることなく、協力して育児をできる「共働き・共育ての推進」に向けた取組を強化する。「共働き・共育ての推進」については、国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩として、男性の育児休業の取得を促進する。

「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、男性の育児休業取得率の政府目標を引き上げ、2025年に公務員（一般職・一般行政部門常勤）85%（1週間以上の取得率）、民間50%、2030年に公務員（一般職・一般行政部門常勤）85%（2週間以上の取得率）、民間85%を目指すとともに、子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付と合わせて給付率80%（手取りで100%相当）へと引き上げることとしている。

また、男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、育児休業を支える体制整備を行う中小企業への助成措置も大幅に強化する。さらに、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、柔軟な働き方を実現するため、短時間勤務やテレワーク、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、休暇などから、事業主

が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度を創設するなど、育児期を通じた柔軟・多様な働き方を推進していく。

4)「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」

第四に、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を進めていく。

こうした制度の拡充に当たっては、その意義や目指す姿が、国民一人一人に分かりやすいメッセージとして伝わり、各施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切である。こどもや子育てにやさしい社会の輪が、全国に広がっていくよう社会の意識改革に取り組んでいく。

5)「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保と「子ども・子育て支援金制度」

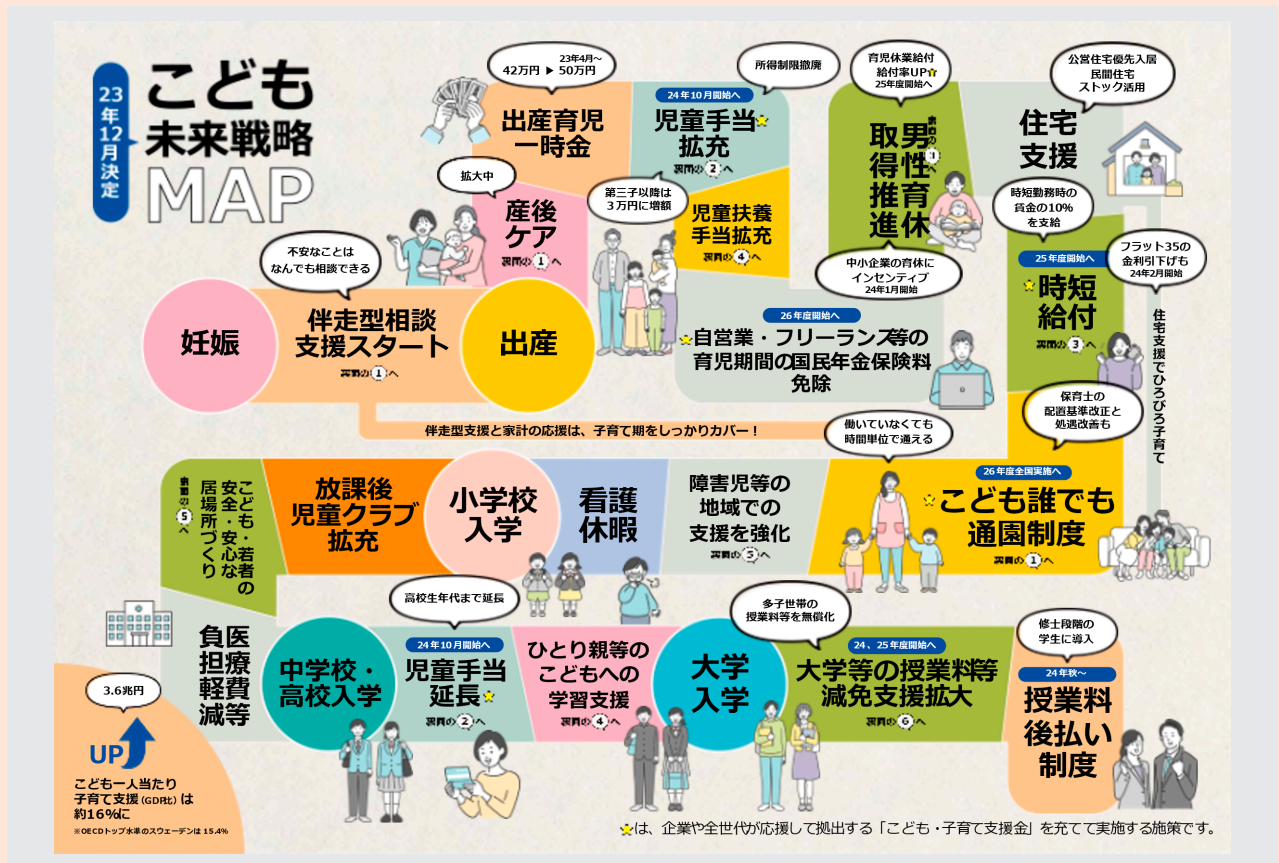
全体として3.6兆円程度の充実となる「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保に当たっては、既定予算の最大限の活用等により1.5兆円程度を確保するほか、2028年度までに徹底した歳出改革等²⁾を行い、それによって得られる公費節減の効果（1.1兆円程度）と、社会保険負担軽減の効果を活用する。この社会保険負担軽減効果の範囲内で「子ども・子育て支援金制度」（1.0兆円程度）を構築することにより、全体として、実質的な負担が生じないこととしている。

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤として、全世代・全経済主体で子育て世帯を支える新たな分かち合いの仕組みとして、歳出改革や賃上げの取組を先行・継続しつつ、医療保険料とあわせて、2026年度から拠出いただくものである。

少子化傾向を反転させることは、我が国の経済・社会システムや地域社会を維持することや、国民皆保険制度の持続可能性を高める

2) 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）に沿って取り組む。

図表1-2-14 「こども未来戦略MAP」



図表1-2-15 「加速化プラン」の実施スケジュール

加速化プランの実施スケジュール (2026年度までの主なもの)				
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
4月	10月	1月2月	4月	10月
出産・子育て応援交付金 (10万円と伴走型相談支援) (R4補正予算で創設)				
子ども・子育て支援法の新たな給付と児童福祉法の相談支援事業として実施				
出産育児一時金の大幅な引上げ (42万円→50万円)				
年収の壁・支援強化パッケージ				
「フラット35」について、こどもの人数に応じて住宅ローン金利を引き下げる制度の開始				
大学等の授業料等減免と給付型奨学金の対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層 (世帯年収約600万円) に拡大				
大学院修士段階における授業料後払い制度の導入				
貸与型奨学金の減額返還制度について、利用可能な年収上限の引上げ等				
児童手当の抜本的拡充				
多子世帯の大学等の授業料等を所得制限なく一定額まで無償化				
教育訓練給付の給付率等を含めた拡充				
訓練期間中の生活を支えるための新たな給付と融資制度の創設				
こども誰でも通園制度 (仮称) (試行的事業の実施)				
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け				
子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施				
保育士等の処遇改善 (R5年補正予算で対応)				
病児保育の基本分単価の引上げ				
保育士等の職員配置基準の見直し (4・5歳児:30対1から25対1に改善) ※1歳児:6対1から5対1についても早期に実施				
放課後児童クラブの常勤職員配置の改善				
こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃				
児童扶養手当の所得限度額の引き上げや3人以上の多子世帯への手当額の拡充				
産後ケア事業の計画的な提供体制の整備 (子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け)				
保育所等における継続的な経営情報の見える化				
業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充				
両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率の引上げ				
育児時短就業給付の創設				
自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置を創設				

ことにより、誰もが社会の一員として受益するものであることから、高齢者やこどものいない方も含め、全世代の皆様に出向へのご理解をお願いするものである。

こうした「こども未来戦略」の取組については、2024年通常国会（第213回国会）に必要な法案を提出し、2024年6月5日に可決・成立したところであり、スピード感を持って、実行に移していく。

💡 地方公共団体における「地域少子化対策重点推進交付金」の活用

少子化の要因には、夫婦が産み育てるこどもの数の減少のほかに、未婚化・晩婚化による婚姻数の減少も挙げられる。国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」によると、未婚者が独身でいる理由としては「適当な相手にまだめぐり合わないから」、「結婚する必要性をまだ感じないから」、「結婚資金が足りないから」などがあり、これらの理由が婚姻数の減少につながっているものと考えられる。

これを踏まえて、「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の一つとして掲げ、最重要課題である「賃上げ」や、それを持続的・構造的なものとするための三位一体の労働市場改革、さらには、

「同一労働同一賃金」の徹底や、希望する非正規雇用の方々の正規化を含め、雇用の安定や質の向上に取り組むこととしている。

また、3.6兆円規模に及ぶこども・子育て支援の抜本的強化によって、今まさに子育てしている方々への支援を充実することは、これから結婚しようとする若い世代にとっても、結婚や子育てに希望を持てる社会をつくることにつながるものと考えられる。

その上で、こども家庭庁では、①出会いの機会・場の提供、②結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成、③結婚資金や住居に関する支援など地方公共団体が行う少子化対策の取組を、「地域少子化対策重点推進交付金」により支援している。

本交付金は結婚支援センターの設置・運営に活用可能であり、2023年度末時点で、37道府県において結婚支援センターが設置されており、各地域において、結婚を希望する未婚者に対する支援が行われている。例えば、愛媛県の「えひめ結婚支援センター」では、利用者向けにビッグデータを活用したオンラインマッチングシステムを提供しており、本システムでは利用者の活動履歴などから、おすすめの相手を提案する「ビッグデータからのおすすめ」機能を構築しており、効果的に希望の相手を検索することが可能となっている。

また、同センターは結婚支援ボランティア

図表 1-2-16 「えひめ結婚支援センター」での取組の様子（写真左：研修、写真右：相談支援）



の育成に向けて、研修やボランティア同士の情報交換会を開催するとともに、そのボランティアが利用者に対して伴走型の相談支援などを実施することにより、利用者の結婚の希望がかなえられるような後押しも行っている。

こういった取組についても、「加速化プラン」の取組とともに、推進していくこととしている。



今後の政府の取組

こども・子育て政策の充実は、決して、「加速化プラン」で終わるものではない。こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算を更に検討し、こども家庭庁予算を見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。今後更に政策の内容の充実を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかあらゆる選択肢を視野に入れて更に検討する。

少子化は、我が国の社会経済全体に関わる問題である。若者・子育て世帯の所得を伸ばし、若い世代の誰もが、結婚やこどもを産み育てたいとの希望がかなえられ、将来に明るい希望を持てる社会をつくれるよう、経済成長の実現と少子化対策の強化を車の両輪として、スピード感を持って実行していく。

特集③

日本のこども・若者の意識の現状

～「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」から見えてくるもの～



はじめに

こども家庭庁では、我が国と諸外国のこども・若者の意識を比較することにより、我が国のこども・若者の意識の特徴等を把握し、こども・若者に関する施策の参考とするため、2023年度に「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」（2023年11月及び12月に日本を含めた5か国の満13歳から満29歳までの男女を対象に実施したインターネット調査³⁾）を実施した。

本特集では、調査の結果から見えてくる日本のこども・若者の意識について、人生観関係、国家・社会関係、職業関係、学校関係の4つの項目から諸外国のこども・若者の意識と比較し、日本のこども・若者の意識の特徴等について紹介する。その際、こどもの主観的ウェルビーイングに着目する。主観的ウェルビーイングの指標としては、OECDの報告書⁴⁾において中核的な質問項目となっている「全体的な生活満足度」（以下「生活満足度」という。）、幸福感、人生の意義や、日本

図表1-2-17 「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」（2023年度）の概要

調査目的	我が国のこども・若者の意識と諸外国のこども・若者の意識を比較することにより、我が国のこども・若者の意識の特徴等を的確に把握し、こども・若者に関する施策を検討する際の参考資料とすることを目的とする。		
調査領域	(1) 人生観関係 (2) 国家・社会関係 (3) 地域社会関係 (4) 職業関係 (5) 学校関係 (6) 家庭関係		
調査対象国	日本、アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデン		
調査対象者	各国満13歳から満29歳までの男女		
調査時期	2023年11月～12月		
調査方法	インターネット調査 (調査会社に登録しているモニターに対し、インターネットを利用して調査票を配信し、回答を依頼) ※なお、13～14歳（ドイツは13～15歳）については、保護者に調査協力の可否を確認後、協力可能と回答したこどもを調査対象とした。		
回答者数等	国名	回収数	使用言語
	日本	1,089	日本語
	アメリカ	1,064	英語
	ドイツ	1,078	ドイツ語
	フランス	1,026	フランス語
	スウェーデン	1,026	スウェーデン語

3) 報告書では、調査結果を基に、次の2名の有識者に分析いただいた。

京都大学人と社会の未来研究院院長・教授 内田 由紀子氏

北海道大学大学院教育学研究院准教授 加藤 弘通氏

4) OECD (2013) OECD Guidelines on Measuring Subjective Well-being

社会・文化における視点から関心が集まっている協調的幸福感⁵⁾、さらには、日本のこども・若者においてその低さが指摘されてきた⁶⁾ 自尊感情を主に取り上げる。



1. 人生観関係

(1) 自己認識

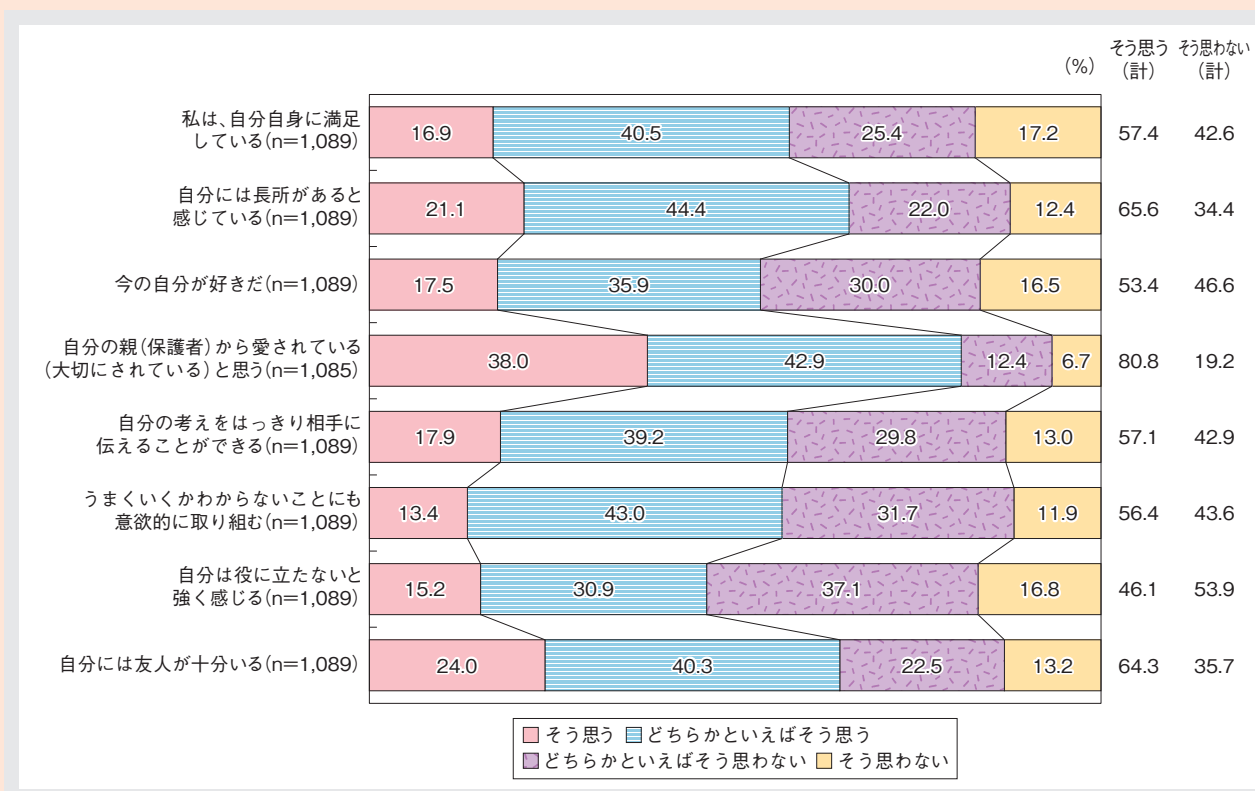
日本のこども・若者で、自尊感情を含む自己認識の8項目について、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が最も高かったのは、「自分の親から愛されている（大切にされている）と思う」の80.8%であった。次いで高かったのは、順に、「自分には長所があると感じている」の65.6%、「自分には友人が十分いる」の

64.3%であった。（図表1-2-18）

また、日本のこども・若者で、「自分自身に満足している」（自尊感情）に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は、57.4%であった。この割合はいずれも同様の回答をした諸外国のこども・若者の割合と比べて低かったが、2018年度の調査時と比べると、12.3ポイント高かった。（図表1-2-19（a）（b））

さらに、2018年度の調査と比べ、諸外国のこども・若者の自尊感情は低下傾向であったが、先述のように日本のこども・若者では上昇しており、その結果、他国のこども・若者との差が縮小していた⁷⁾。（図表1-2-19（c））

図表1-2-18 自己認識（8項目）（日本）



5) これまで北米を中心に開発されて用いられてきた獲得的な自己肯定感をベースにした幸福感とは異なり、個人の幸福を超えて、他者との協調や穏やかさ、人並み感など、日本的な協調性・平穏さなどの価値観が取り入れられた幸福感を指す。

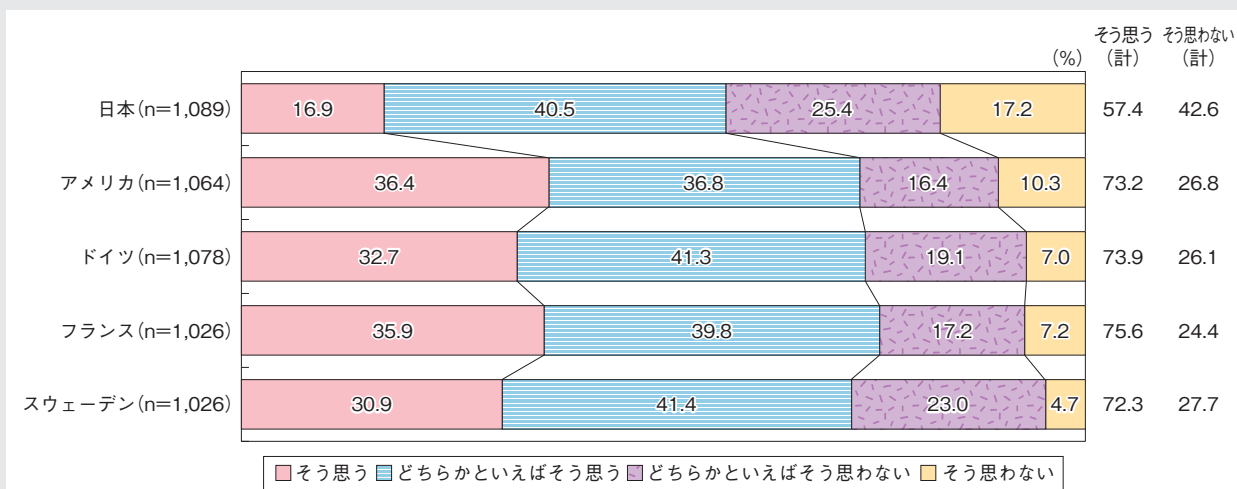
6) こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(2018年度)

こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(2013年度)

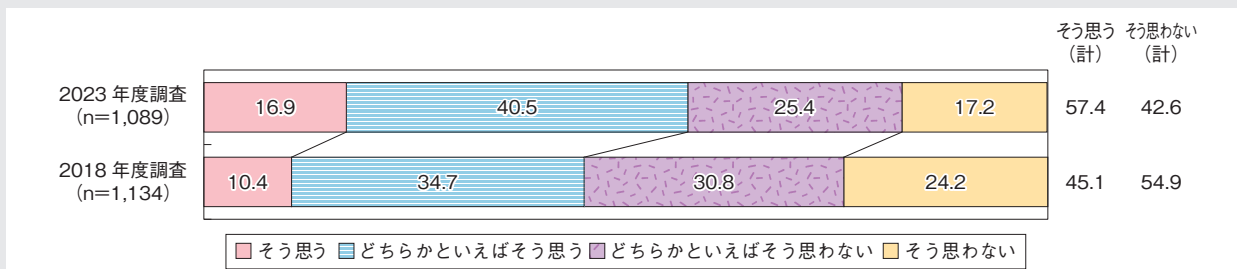
7) 加藤弘通氏の分析結果による。

図表1-2-19 自分自身に満足している（自尊感情）

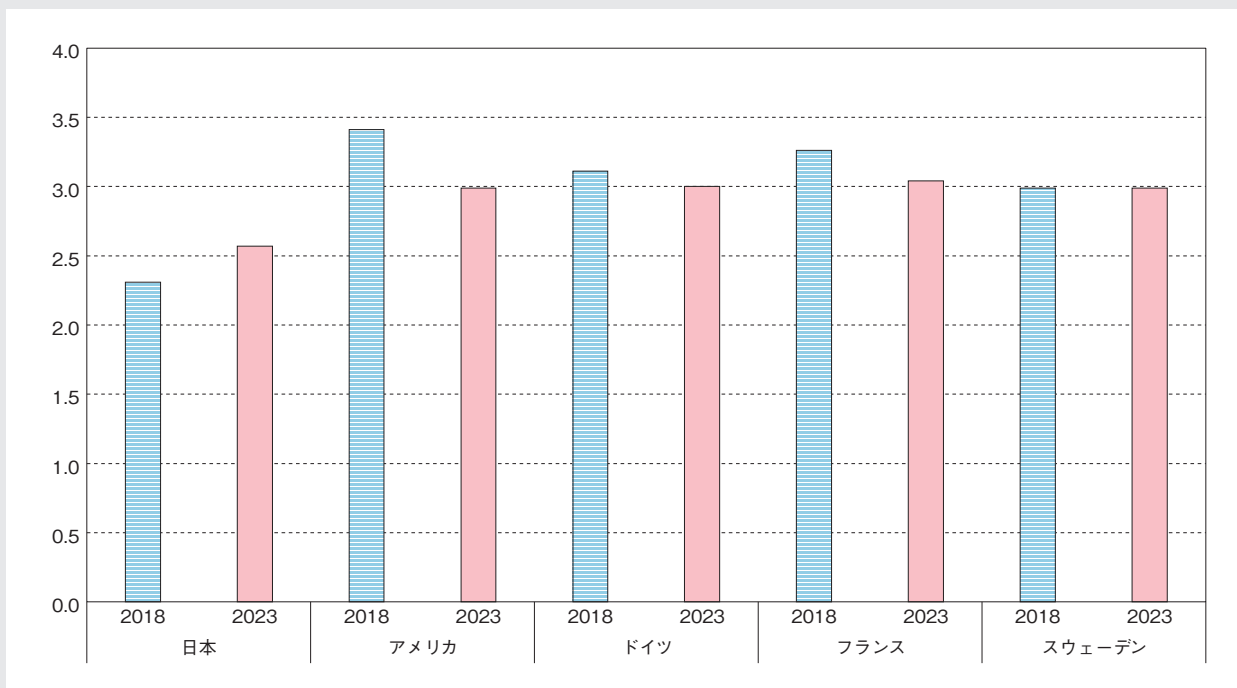
(a) 各国比較



(b) 前回調査との比較 日本



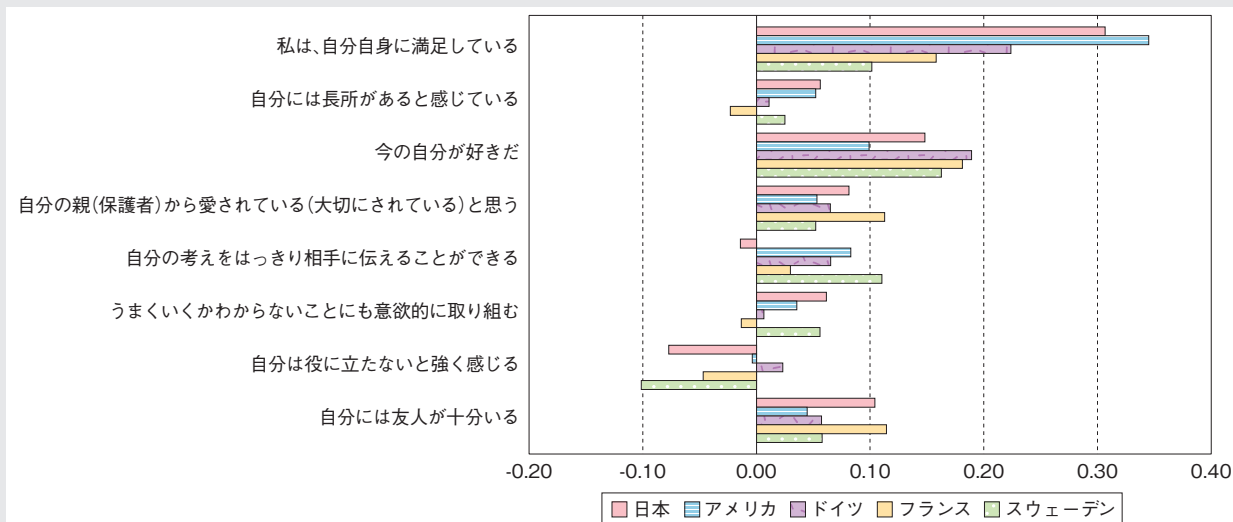
(c) 前回調査との比較 日本と諸外国



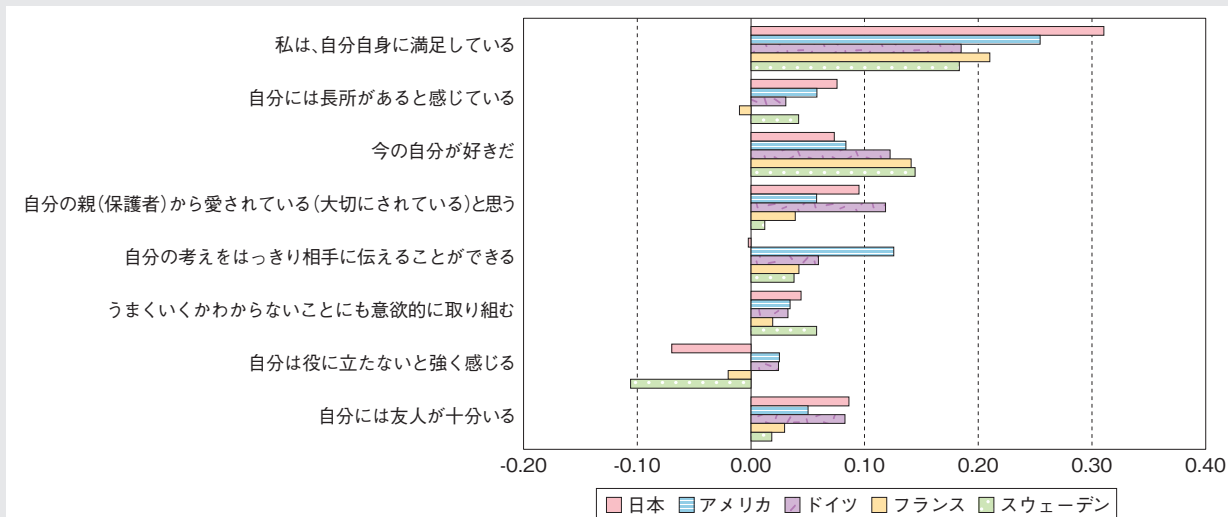
※ 「そう思わない」 1点～「そう思う」 4点として得点化

図表1-2-20 自己認識と主観的ウェルビーイングの関連（関連性を表す係数の比較）

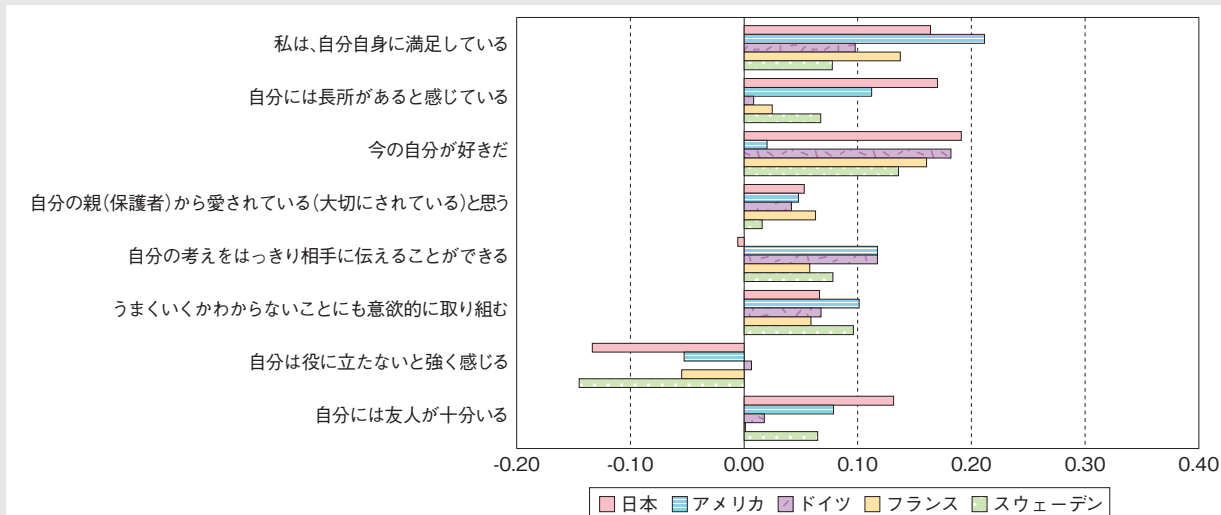
(a) 生活満足度



(b) 幸福感

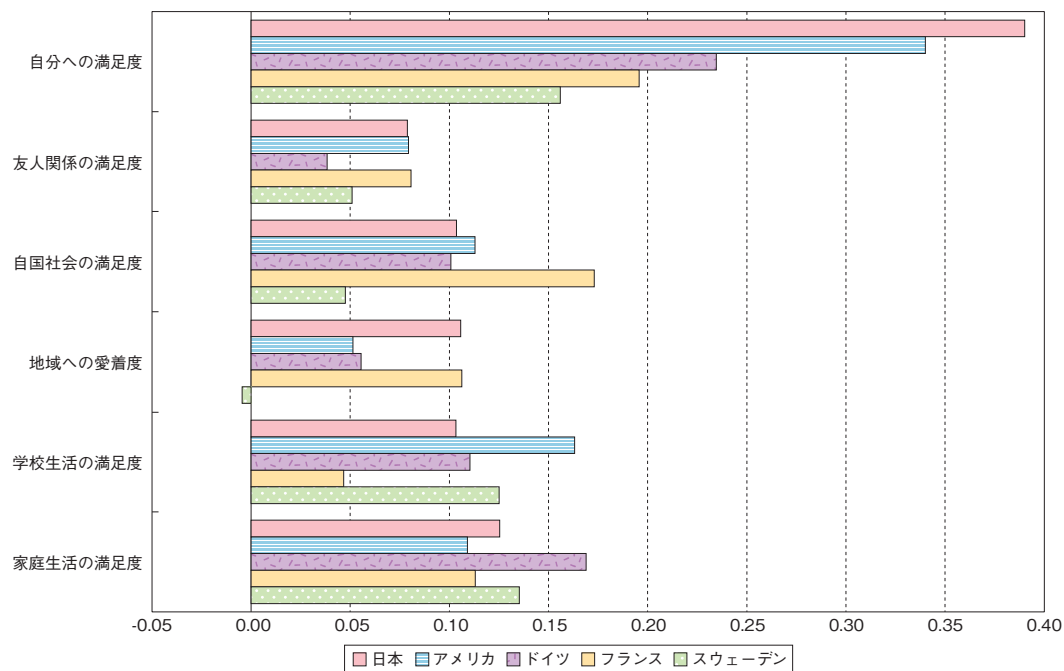


(c) 人生の意義



※横軸の値は重回帰分析における標準偏回帰係数。係数の絶対値が大きいほど、関連が強いことが示唆される。

図表 1-2-21 各満足度と全体的な生活満足度の関連（関連性を表す係数の比較）



※横軸の値は重回帰分析における標準偏回帰係数。係数の絶対値が大きいほど、関連が強いことが示唆される。

(2) 自己認識と主観的ウェルビーイングの関連

主観的ウェルビーイングの指標として生活満足度⁸⁾、幸福感⁹⁾、人生の意義に着目し、自己認識の8項目がこれら3つの指標に与える影響について重回帰分析¹⁰⁾を用いて検討した。(図表 1-2-20)

結果として、日本では、3つの指標に対し、自己認識の8項目のうち「自分自身に満足している」、「自分の親（保護者）から愛されている（大切にされている）と思う」、「自分は役に立たないと強く感じる」、「自分には友人が十分いる」の影響が見られた¹¹⁾。

このことから、日本のこども・若者は、諸

外国のこども・若者と同様に、自分自身への満足度が高いこども・若者ほど、生活満足度、幸福感、人生の意義を強く感じる傾向が示唆された。

(3) 様々な満足度と全体的な生活満足度の関連

本調査では、自分への満足度（「私は、自分自身に満足している」）、友人関係の満足度などの様々な側面からの満足度も併せて調査した。それらが、主観的ウェルビーイングの指標である生活満足度に与える影響について重回帰分析を用いて検討した¹²⁾。

8) 全体として現在の生活にどの程度満足しているかについて、0点「全く満足していない」から10点「非常に満足している」までの間でたずねた。

9) 回答日の前日に「幸せな気持ち」をどの程度感じたかについて、0点「全く感じなかった」から10点「ずっと感じた」までの間でたずねた。

10) 重回帰分析は複数の説明変数が目的変数に与える影響を検討する統計的手法である。分析の際は、各設問で「わからない」を選択した回答は除き、その上で得点が高いほど傾向が強くなるように逆転項目処理を行った。以下の全ての分析では強制投入法を用い、多重共線性の問題は見られなかった。分析によって得られる標準偏回帰係数は-1～1の間の値をとり、絶対値が大きいほど目的変数の予測力が高いことを示している。

11) 自己認識8項目を説明変数、3つの主観的ウェルビーイング指標をそれぞれ目的変数とした。分析の結果、日本では、3つの目的変数に対し、「自分自身に満足している」、「自分の親（保護者）から愛されている（大切にされている）と思う」、「自分は役に立たないと強く感じる」、「自分には友人が十分いる」の4つの正の係数が共通して有意となっていた。また、日本以外の4か国において、3つの目的変数に対し、「自分自身に満足している」の正の係数が共通して有意となっていた。

12) 様々な側面からの満足度を説明変数とした重回帰分析を行った。

その結果、日本では、とりわけ、自分への満足度の影響力が大きかった¹³⁾。諸外国でも自分への満足度は共通して影響が見られたが、学校生活の満足度や自国社会の満足度については、国によって影響に違いがあった。(図表 1-2-21)

このことから、日本のこども・若者の場合、自分への満足度だけでなく、家庭生活、地域、自国社会、学校生活、友人関係といった幅広い対象への満足度の向上が生活満足度の向上につながる事が考えられる。



2. 国家・社会関係

○政策決定過程への関与

政策決定過程への関与の7項目のうち、日本のこども・若者で、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が最も高かったのは、「こどもや若者が対象の政策や制度についてはこどもや若者の意見を聴くようにすべき」の69.9%であり、

次いで高かったのは、順に、「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」の61.3%、「社会をよりよくするため、社会問題の解決に関与したい」の43.3%であった。(図表 1-2-22)

これらのうち、「社会をよりよくするため、社会問題の解決に関与したい」に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は、諸外国のこども・若者と比べて最も低かった。(図表 1-2-23)

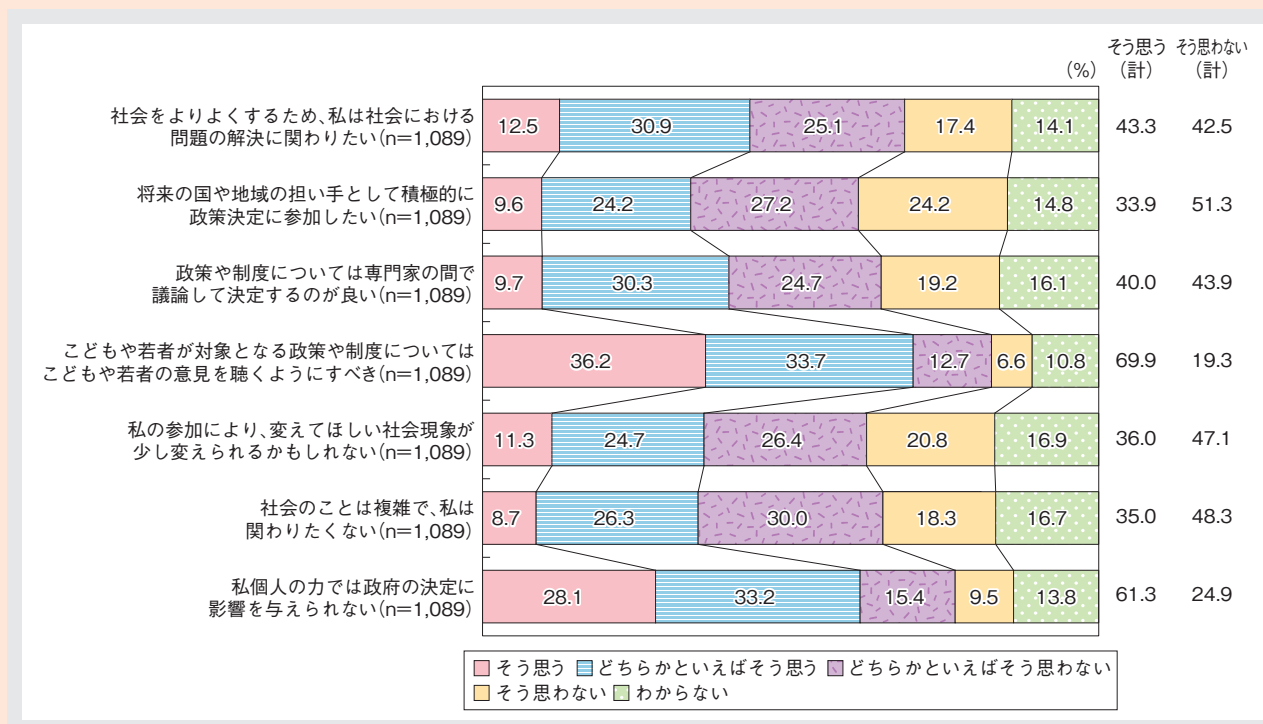


3. 職業関係

○居場所と協調的幸福感

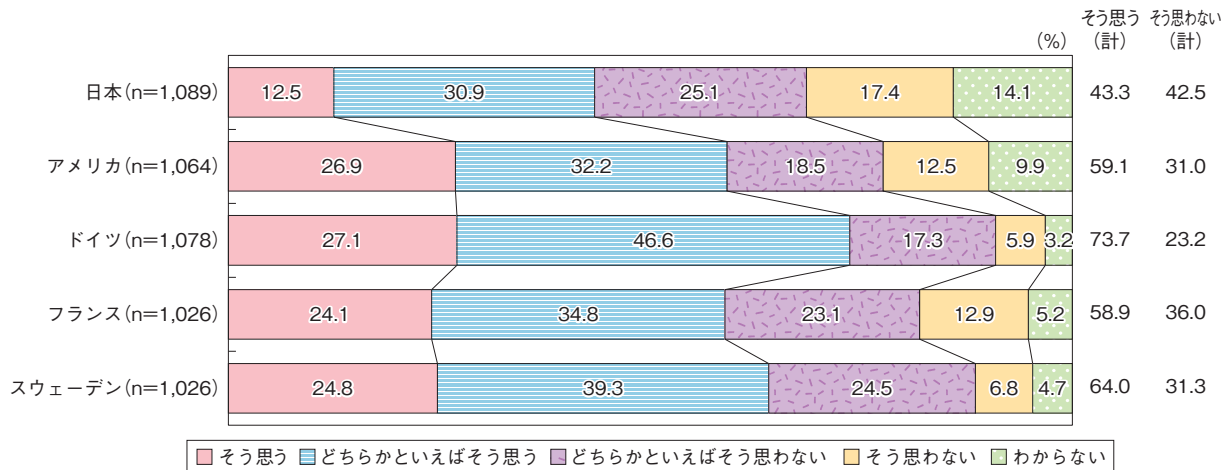
調査対象のうちの就労者に対し、自分の部屋、家庭、職場という居場所のそれぞれで、「なにもせずのんびりできる、ありのままでいられる」、「悩みの相談ができたり、自分の意見や希望を受け入れてくれる」、「いろんな人と出会える、だれかと一緒に過ごせる」、「好きなことをして自由に過ごせたり、新し

図表 1-2-22 政策決定過程への関与（7項目）（日本）

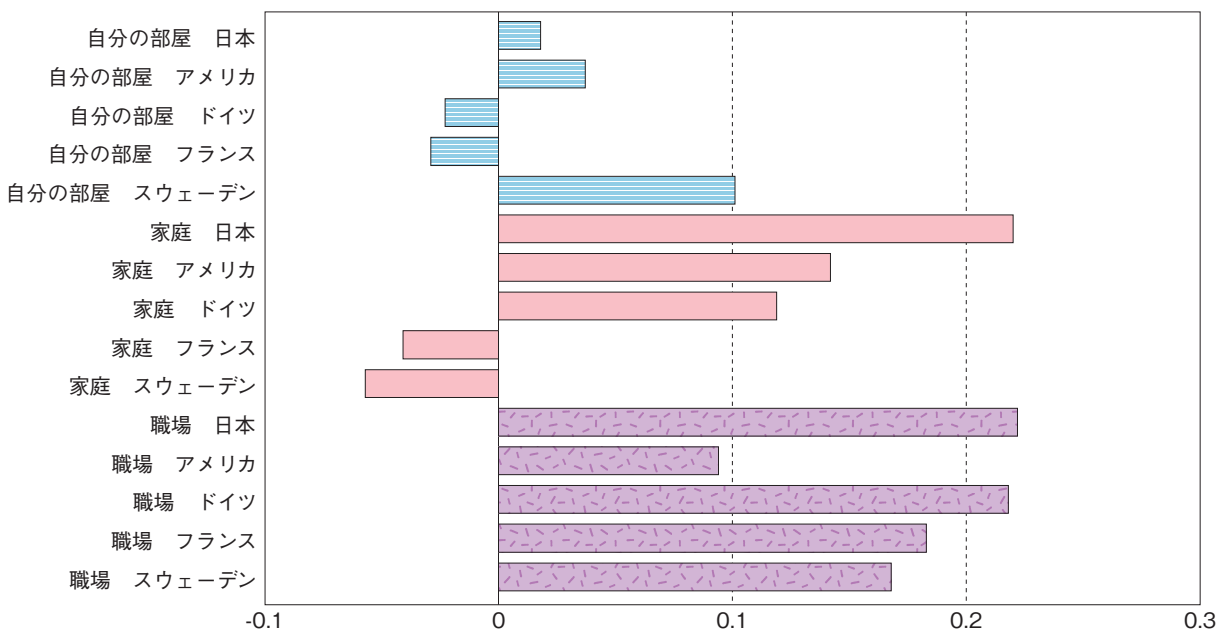


13) 標準偏回帰係数の値が有意であった。

図表1-2-23 社会をよりよくするため、私は社会における問題の解決に関与したい



図表1-2-24 就労者における居場所感と協調的幸福感との関係（関連性を表す係数の比較）



※横軸の値は重回帰分析における標準偏回帰係数。係数の絶対値が大きいほど、関連が強いことが示唆される。

いことにチャレンジできる」にそれぞれ当てはまると回答した場合に1点として、その合計得点を独立変数とし、主観的ウェルビーイングの指標である協調的幸福感¹⁴⁾に与える

影響を重回帰分析にて検討した。

その結果、アメリカ以外では職場の重要性がやや高めに見られた。また、家庭は日本が一番大きな効果を持っていた¹⁵⁾。(図表1-2-24)

14) 北米を中心に開発されて用いられてきた自己肯定感をベースにした尺度とは異なり、個人の幸福を超えて、他者との協調や穏やかさ、人並み感など、日本的な協調性・平穏さなどの価値観を取り入れて作成されたもの。「自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいると思う」、「周りの人に認められていると感じる」、「周りの人たちと同じくらい幸せだと思う」、「周りの人並みの生活は手に入れている自信がある」、「周りの人たちと同じくらい、それなりにうまくいっている」、「大切な人を幸せにしていると思う」、「大きな悩み事はない」、「人に迷惑をかけずに自分のやりたいことができている」の8項目で測定。

15) 内田由紀子氏の分析結果による。

このように、日本の若年の就労者においては、諸外国の若年の就労者と比べて、職場を居場所と感じられることだけでなく、家庭を居場所と感じられることも同程度、協調的幸福感に影響を与えていると考えられる。

○働くことに関する不安

「働くことに関する現在または将来の不安」の15項目について、日本のこども・若者で、「不安」又は「どちらかといえば不安」と回答した者の割合が最も高かったのは、「十分な収入が得られるか」の72.6%であり、次いで高かったのは、順に、「きちんと仕事ができるか」の70.8%、「働く先での人間関係がうまくいくか」の67.7%であった。(図表1-2-25)

このうち、「十分な収入が得られるか」について、日本のこども・若者で、「不安」又は「どちらかといえば不安」と回答した者の割合は2018年度の調査時より低かった。(図表1-2-26)



4. 学校関係

○学校の居場所感と主観的ウェルビーイングの関連

学校の居場所としての影響力について、在学中の人における学校に対する「居場所感」が、主観的ウェルビーイングの指標である生活満足度、幸福感、人生の意義に与える影響を検討する。「学校」を含む「居場所感」を説明変数、生活満足度、幸福感、人生の意義をそれぞれ目的変数とした重回帰分析¹⁶⁾を行った。

分析の結果、日本のこども・若者において学校の影響が見られ¹⁷⁾¹⁸⁾、示唆が得られた箇所は以下となる。(図表1-2-27)

- ・在学中の人において、学校に対して「なにもせずのんびりできる、ありのままでいられる」と感じる人ほど、生活満足度、人生の意義を強く感じていた。
- ・在学中の人において、学校に対して「悩みの相談ができたり、自分の意見や希望を受け入れてくれる」と感じる人ほど、幸福感を強く感じていた。
- ・在学中の人において、学校に対して「いろんな人と出会える、だれかと一緒に過ごせる」と感じる人ほど、生活満足度、幸福感を強く感じていた。
- ・在学中の人において、学校に対して「好きなことをして自由に過ごせたり、新しいことにチャレンジできる」と感じる人ほど、生活満足度を強く感じていた。

また、諸外国においても前述と同様の重回帰分析を行ったところ、日本のこども・若者に比べて、諸外国のこども・若者では、生活満足度、幸福感、人生の意義に対する学校の影響力が小さいことが示唆された¹⁹⁾。

このことから、日本のこども・若者（在学中の人）にとって、学校が「なにもせずのんびりできる、ありのままでいられる」、「悩みの相談ができたり、自分の意見や希望を受け入れてくれる」、「いろんな人と出会える、だれかと一緒に過ごせる」、「好きなことをして自由に過ごせたり、新しいことにチャレンジできる」と感じられる居場所であることが、生活満足度などにポジティブな影響を与えることが示唆された。また、このような傾向は

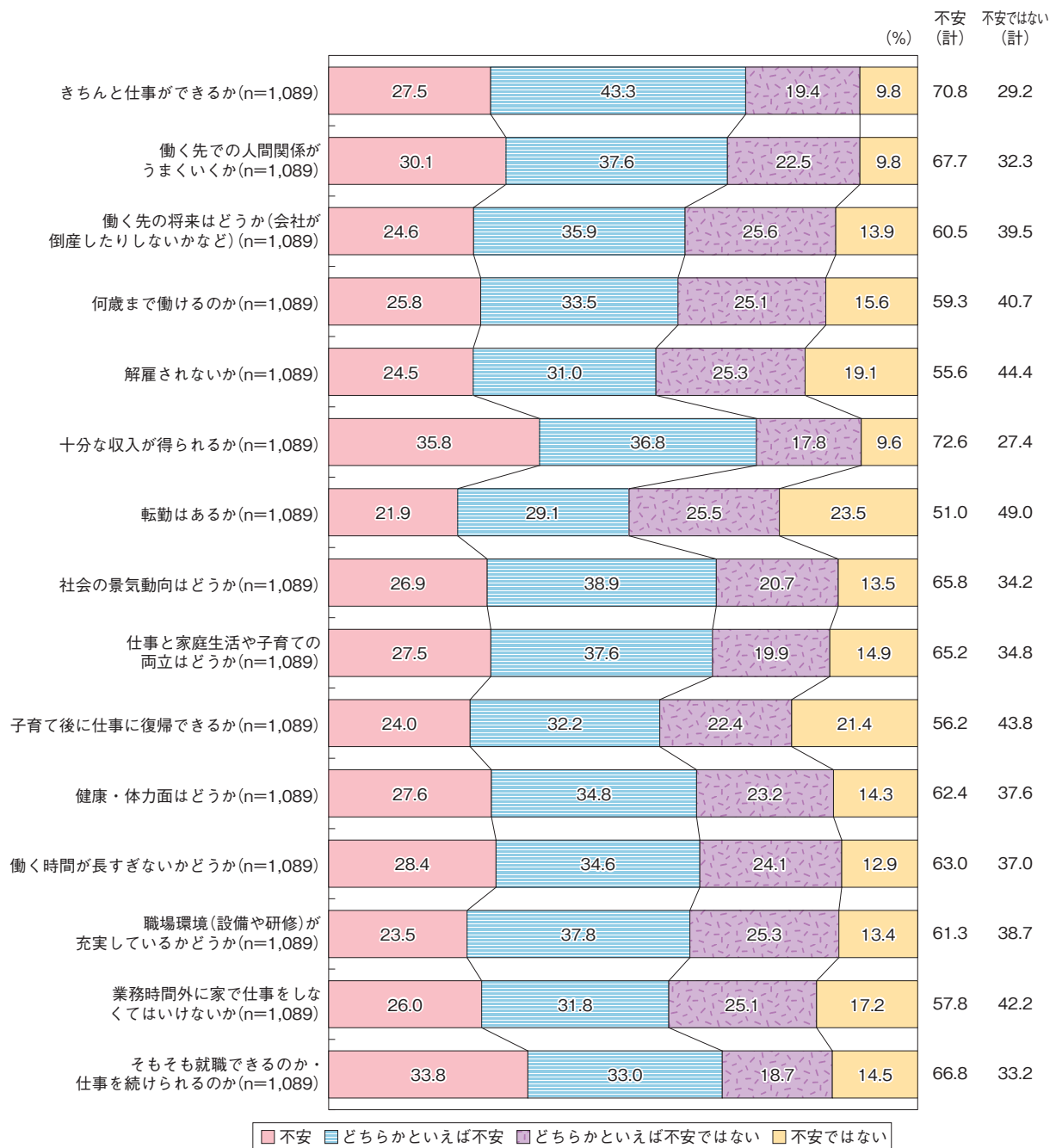
16) 居場所感の各項目はダミー変数として投入した。

17) 標準偏回帰係数が有意であったもの。

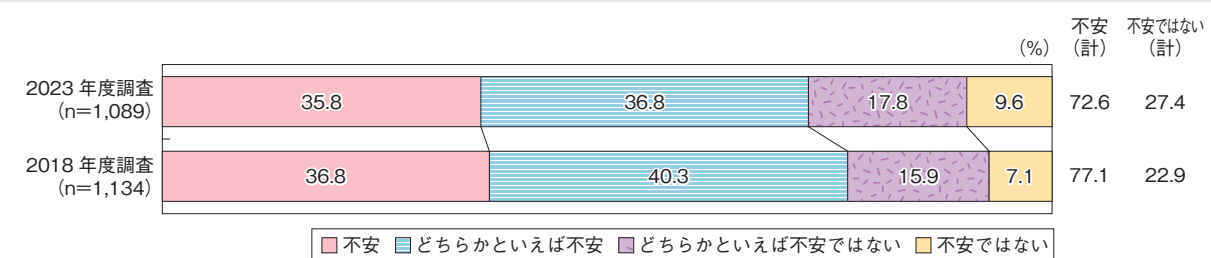
18) インターネット空間については、統計的に有意な負の標準偏回帰係数がいくつか見られた。この結果の解釈としては、例えば「インターネット空間に居場所をつくることが生活満足度などを低下させる」という可能性だけでなく、「生活満足度などをあまり感じていないことから、インターネット空間に悩みの相談ができる居場所を積極的に作った」という逆向きの因果関係の可能性も考えられる。

19) 在学中の人において「学校」における有意な標準偏回帰係数は日本ほどには見られず、ドイツの生活満足度及び幸福感に対する「悩みの相談ができたり、自分の意見や希望を受け入れてくれる」の係数（それぞれ0.15、0.17）、スウェーデンの生活満足度に対する「なにもせずのんびりできる、ありのままでいられる」の係数（0.13）のみ有意であった。

図表 1-2-25 働くことに関する現在又は将来の不安（15項目）（日本）

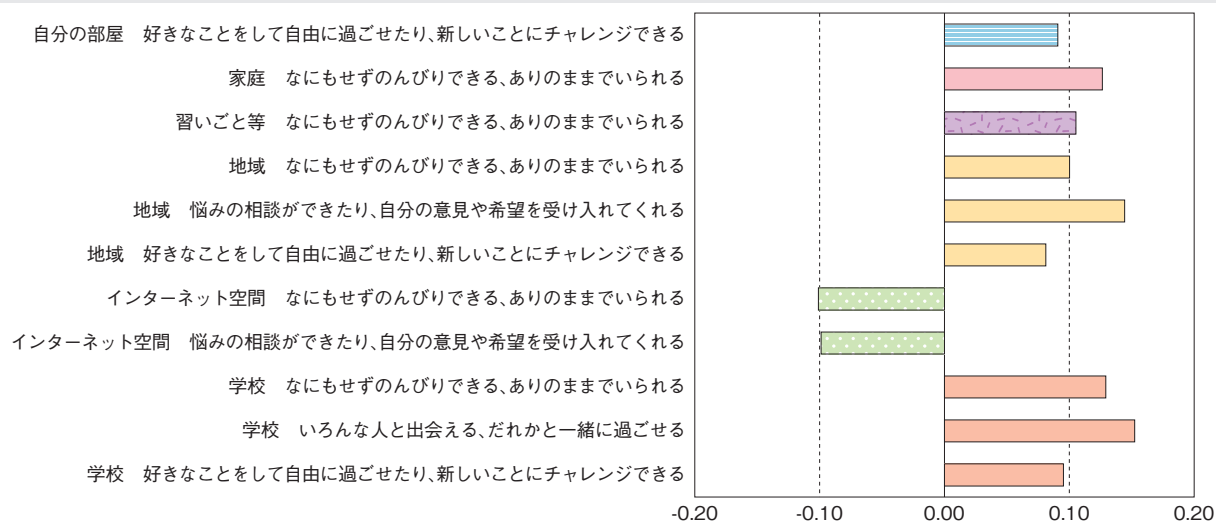


図表 1-2-26 十分な収入が得られるか（前回調査との比較）（日本）

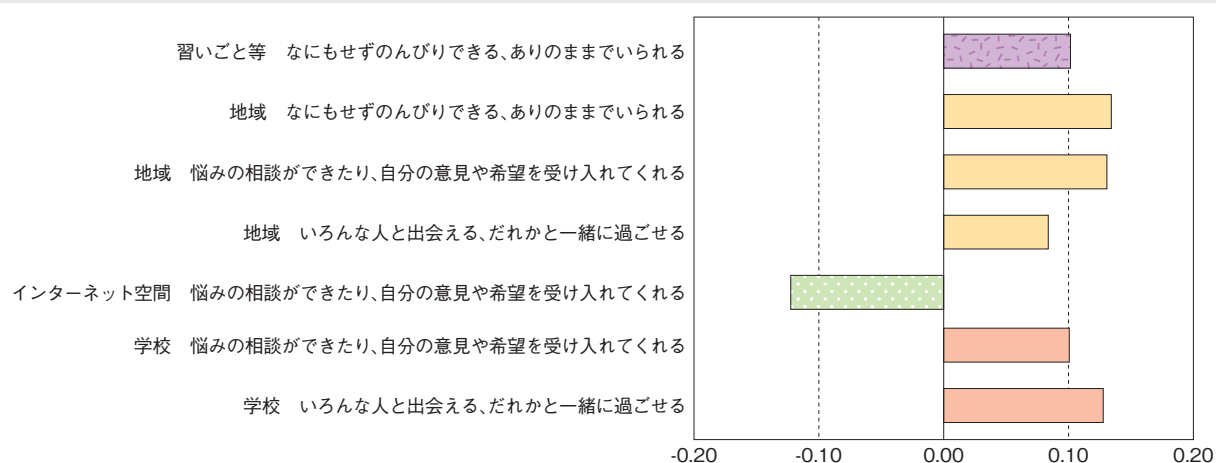


図表1-2-27 学校の居場所感と主観的ウェルビーイングの関連（関連性を表す係数の比較）（日本）²⁰⁾

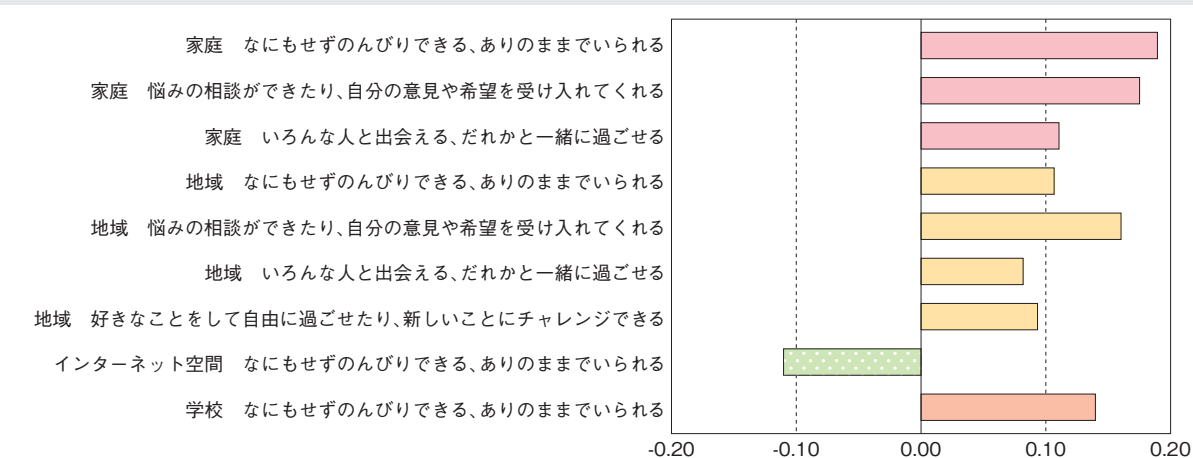
(a) 生活満足度



(b) 幸福感



(c) 人生の意義



※横軸の値は重回帰分析における標準偏回帰係数。係数の絶対値が大きいほど、関連が強いことが示唆される。

20) 統計的に有意な標準偏回帰係数が得られた項目のみ記載。

諸外国に比べて強いことが示唆された。



終わりに

今回の調査により、日本のこども・若者は、

- ・前回調査時から改善しつつも、諸外国のこども・若者と比べて、自分に満足している割合が低い傾向にあるが、割合は上昇傾向にあること
- ・諸外国のこども・若者と比べて、自分への満足度だけでなく、家庭生活、地域、自国社会、学校生活、友人関係といった幅広い対象への満足度の向上が生活満足度の向上につながると見られること

といった、自分への満足度の状況や、全体的な生活満足度、幸福感、人生の意義に影響を与える要因において特徴が見られた。

また、

- ・日本の若年の就労者においては、諸外国の若年の就労者と比べて、職場を居場所と感じられることだけでなく、家庭を居場所と感じられることも同程度、協調的幸福感に影響を与えていると見られること
- ・諸外国のこども・若者と比べて、学校が「なにもせずのんびりできる、ありのままでいられる」、「悩みの相談ができたり、自分の意見や希望を受け入れてくれる」、「いろんな人と出会える、だれかと一緒に過ごせる」、「好きなことをして自由に過ごせたり、新しいことにチャレンジできる」と感じられる居場所であることが、生活満足度などにポジティブな影響を与えると見られること

といった、家庭や学校の影響の強さも日本のこども・若者の特徴として明らかになった。